

平成20年7月10日
水産庁九州漁業調整事務所

平成20年上半期の九州・山口沖における外国漁船取締りの概況について

水産庁九州漁業調整事務所では、九州・山口沖の我が国領海及び排他的経済水域（EEZ）において、外国漁船に対する取締りを実施しています。

今回は、平成20年上半期（1～6月）の取締り等についての概況をお知らせします。

1. 外国漁船の拿捕

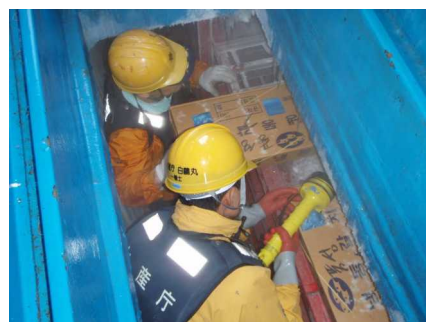
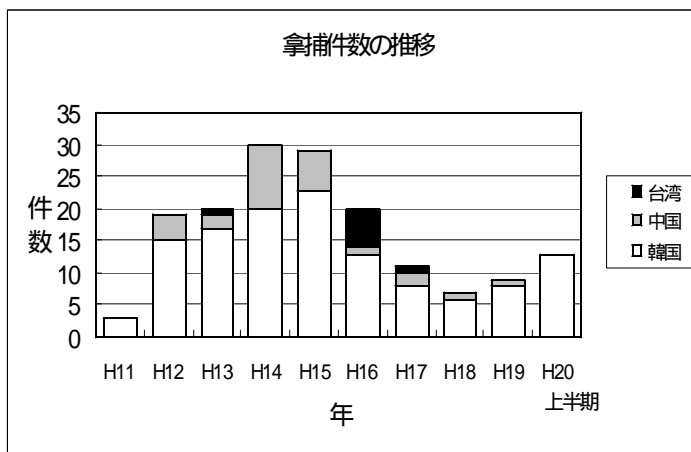
本年上半期の拿捕事案は全て韓国漁船によるもので、拿捕件数は13件（去年同期8件）と、既に昨年1年間の拿捕件数（9件）を上回っています。

違反の内容をみると、我が国EEZでの操業を許可された外国漁船が、漁獲量を操業日誌に過少に記載するなどしていた違反が11件に上り、このうち2件は各漁船の漁獲割当量（ ）を超過していました。

操業日誌の記載に関する拿捕事案のほとんどは、漁獲量を偽って報告し、タチウオなどを漁獲割当量以上に漁獲しようとしていたことが立入検査によって発覚したものであり、これらは我が国水産資源の適切な管理を損なう悪質かつ巧妙な違反であると言えます。

このほかに領海など操業が禁止されている水域での操業違反が2件ありました。

日韓両国政府は、資源状況等を勘案して、協議の上相互のEEZに入漁する漁業種類ごとにタチウオ等魚種別の総漁獲割当量を決定し、個々の漁船に対して、漁獲量の魚種別上限（漁獲割当量）を定めて入漁を許可している。



上：立入検査のために取締艇から韓国漁船に移乗するところ

下：船艙内の漁獲物を検査しているところ



4月22日拿捕 韓国はえ縄漁船「88ブンソン」の漁獲物（タチウオ）

6月24日拿捕 韓国はえ縄漁船「オジン」の漁獲物（アマダイ）

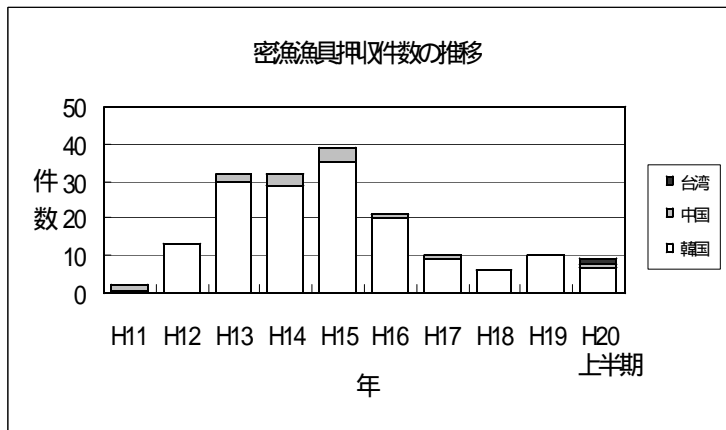
タチウオの漁獲量を536キログラム過小に記載
 実際の漁獲量986キログラムのところ、操業日誌には
 450キログラムと記載していた。

アマダイ類等の漁獲量を984キログラム過小に記載
 実際の漁獲量1,354キログラム（アマダイ類651.2kg、
 その他タイ類566.6kg、その他136.2kg）のところ、
 操業日誌には370キログラムと記載していた。

2. 密漁漁具の押収

密漁漁具の押収は9件（昨年
 同期6件）で、昨年1年間の押
 収件数（10件）に迫っています。

押収漁具の内訳は、韓国漁船
 によるものと見られるアナゴ筒
 が3件（筒の合計5,837個）、
 韓国漁船によるものと見られる
 刺し網が3件（網の総延長



13,075メートル）、韓国漁船及び台湾漁船によるものと見られるはえ縄が各1件
 （幹縄の総延長7,948メートル）、及び中国漁船によるものと見られる底びき網1件
 で、これらの漁獲物（マアナゴ、ソウハチ等計6,360キログラム）もあわせて押収
 しました。



左：押収した底刺し網に掛かっていたソウハチ（キツネガレイ） 右：押収したアナゴ筒（ハングルが見える）

3 . 日中暫定措置水域での資源管理について

日中暫定措置水域は、日中両国が共同で資源管理を行い、許可及び取締りは自国の漁船に対して行うこととなっている水域であり、当該水域の漁業資源の保存・管理のため、毎年、協議の上、双方の操業隻数等を定めるとともに、操業許可漁船名簿の交換を行っており、日本側では操業許可漁船名簿に掲載されていない中国漁船の操業を現認した場合には中国側へ通報するなどの措置を講じています。

本年1月から5月末までに当該水域で確認した中国漁船は523隻におよび、そのうち操業許可漁船名簿にな
ない漁船や船名等を隠蔽している漁船については、早期に中国側へ通報し、必要な措置を講じるよう要請しました。



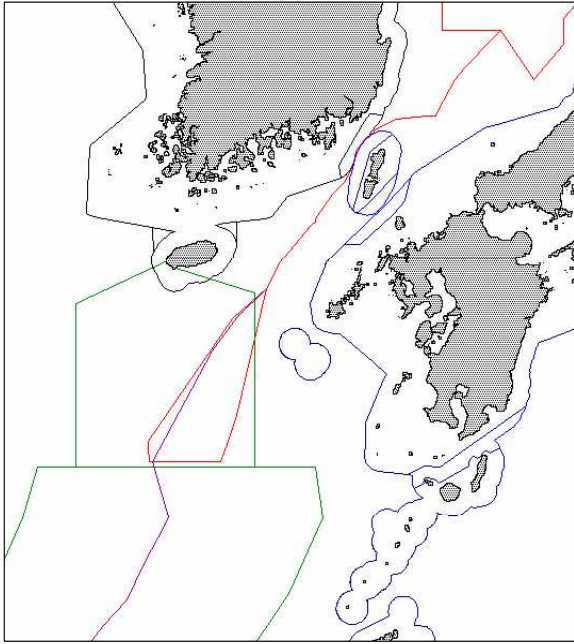
4 . 今後の対応

外国漁船の違法操業については、引き続きこれを厳しく取締るとともに、日中及び日韓の漁業二国間交渉の場や外交ルートを通じて再発防止を強く申し入れていくこととしています。

日中暫定措置水域における操業許可漁船名簿にない中国漁船等の状況については、中国側に対し、引き続き外交ルートで情報を提供し、必要な措置を講じるよう要請しているところです。

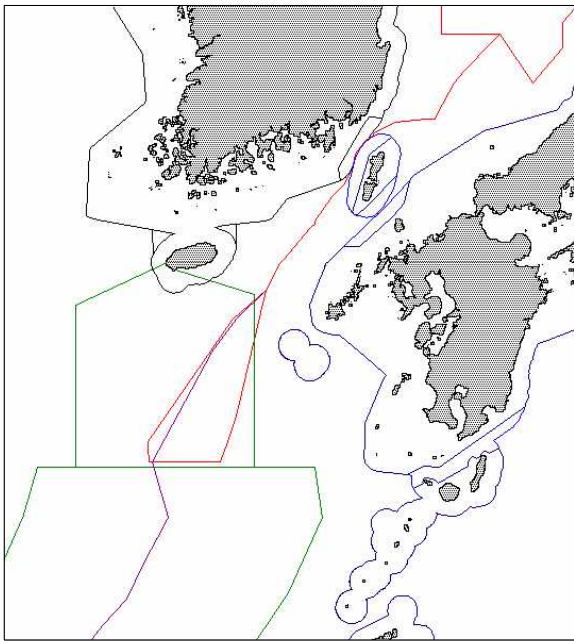
拿捕及び押収事件の違反位置概略図、概要及び件数の推移は以下のとおりです。

また、電子メールによるカラー写真及び動画（MPEG形式）の提供も可能です。



番号	拿捕月日	船名	違反内容
	1月5日	韓国いか釣り漁船「7チョング」	操業水域違反
	1月9日	韓国いか釣り漁船「77ボクソン」	操業日誌不実記載
	1月26日	韓国はえ縄漁船「2003ナムソン」	操業日誌不実記載
	1月31日	韓国はえ縄漁船「3001ナムソン」	領海内操業
	2月21日	韓国はえ縄漁船「306クァンミョン」	操業日誌不実記載
	2月28日	韓国はえ縄漁船「トンジン」	漁獲量超過
	3月13日	韓国はえ縄漁船「ホサンナ」	操業日誌不実記載
	4月12日	韓国はえ縄漁船「ヘドン」	操業日誌不実記載
	4月17日	韓国はえ縄漁船「チョヨン」	漁獲量超過及び 操業日誌不実記載
	4月20日	韓国はえ縄漁船「217ハンギル」	操業日誌不記載
	4月22日	韓国はえ縄漁船「88ブンソン」	操業日誌不実記載
	6月19日	韓国はえ縄漁船「チョンイル」	操業日誌不実記載
	6月24日	韓国はえ縄漁船「オジン」	操業日誌不実記載

平成20年上半期の拿捕事案概要（左図の番号と右表の番号を符合させている。）



番号	発見月日	漁具の種類及び量	漁獲物
	1月17日	韓国あなご筒 3,422個	マアナゴ、ヌタウナギ323kg
	1月21日	台湾はえ縄 748m	なし
	1月23日	韓国はえ縄 7,200m	タチウオ66kg
	2月22日	韓国あなご筒 1,484個	マアナゴ157kg
	4月6日	中国トロール一式	ヒラツメガニ等260kg
	4月27日	韓国底刺し網 3,179m	ソウハチ等494kg
	4月30日	韓国底刺し網 5,096m	ソウハチ等2,565kg
	5月17日	韓国あなご筒 931個	マアナゴ75kg
	5月31日	韓国底刺し網 4,800m	ソウハチ等2,420kg

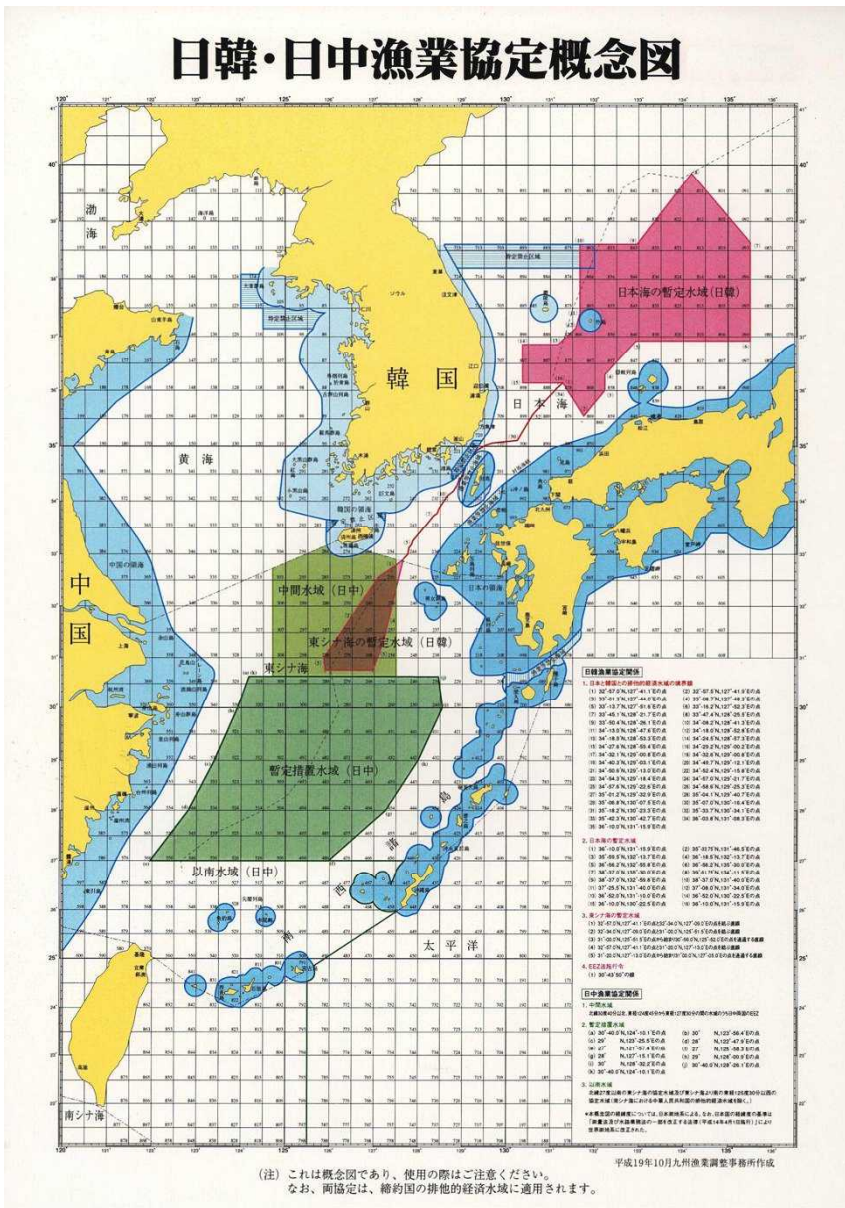
平成20年上半期の漁具押収事案概要（左図の番号と右表の番号を符合させている。）

九州・山口沖における外国漁船による違反件数の推移

H20は6月末現在、その他は1年間の合計

年	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	
拿捕	韓国	3	15	17	20	23	13	8	6	8	13
	中国		4	2	10	6	1	2	1	1	
	台湾			1			6	1			
	計	3	19	20	30	29	20	11	7	9	13
漁具押収	韓国	1	13	30	29	35	20	9	6	10	7
	中国	1		2	3	4	1	1			1
	台湾										1
	計	2	13	32	32	39	21	10	6	10	9

(参考)



問い合わせ先：漁業監督課 長谷川
 : 092 - 273 - 2005
 E-mail : hiroyasu_hasegawa@gcks.maff.go.jp

